

家畜衛生情報



平成 29 年 11 月 7 日
 (通算第 301 号)
 問い合わせ先
 長野県庁園芸畜産課
 電話 026-235-7232

島根県の死亡野鳥で
 インフルエンザ簡易検査陽性！
 鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策
 の再徹底をお願いします！

平成 29 年 11 月 5 日に島根県松江市で回収された死亡野鳥（コブハク
 チョウ）1羽から A 型インフルエンザ簡易検査の陽性反応が確認されま
 した。確定検査は、これから鳥取大学で実施され、結果は 1 週間程度か
 かる見込みです。環境省は、11 月 5 日から個体確認場所の周辺 10km
 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

また、島根県は、同圏内の家きん飼養者に情報提供・注意喚起を実施
 するとともに、異状がないことを確認しています。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家きんの早期発見・
 通報をお願いします。

発生予防の重要ポイント

①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ★衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ★衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ★上記措置の記録

②野生動物対策

- ★防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ★家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ★上記措置の定期点検



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-25-7158	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232	【 異状の通報はこちらへ 】			